平成２６年（フ）第４５５号
兵庫県姫路市城北新町１丁目７番45号　アドバンス城北105号
債務者　井上　弘子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９０号
兵庫県姫路市飾磨区構1049番地57、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家７丁目108番地
債務者　森　　範子
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０６号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１　野口団地17―202号
債務者　中島　朝美
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５４号
奈良県大和高田市本郷町10番29号　信永ビル407号、前住所奈良県香芝市五位堂５丁目105番地１　ヴェル・メゾン202号
債務者　坂口あかね
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目３番６号
債務者　佐々木一美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
鳥取県西伯郡大山町佐摩186番地１
債務者　荒金　真優
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第９５２号
広島市西区庚午北２丁目10番14―401号
債務者　井上　圭子（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１６号
広島市東区上温品１丁目20番11―12号
債務者　藤田　光江
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５号
広島市安佐南区中筋３丁目９番18―10号
債務者　有坂　美紀（旧姓大藤・窪田・塚本）
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９号
広島市西区高須４丁目11―７　ハイツたかす405号、住民票上の住所広島市西区南観音７丁目13番26―604号
債務者　山下　武則
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５１号
広島市西区高須４丁目18番16―７―301号
債務者　折出　亮一
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９０号
広島市西区高須４丁目24番６号
債務者　瀬川　悌三
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４号
高知県安芸市港町１丁目１番30号
債務者　山川　貞夫
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第８号
高知県安芸郡芸西村和食甲74番地１
債務者　田野　三顕
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第８号
福岡県宮若市磯光1618番地２　市営和の里団地320号
債務者　階藤　祐子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第５０号
福岡県小郡市大板井267番地14　大板井団地5000棟302号
債務者　中田　　匠
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第５３号
福岡県久留米市上津町2192番地２　パールマンション上津607号
債務者　松野まき子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部